

# 業務委託契約書（案）

沖縄県（以下「甲」という。）と ○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、以下のとおり、令和8年度基地環境問題に関する人材育成業務委託契約を締結し、信義に従ってこれを誠実に履行するものとする。

（目的）

第1条 甲は、令和8年度基地環境問題に関する人材育成業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託する。乙は、委託業務について、本契約書及び業務実施計画書に基づき、関係法令諸規則を順守し、履行することを受託する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年○月○日から令和9年3月5日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金○○○○○円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金○○○円）とする。ただし、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29項の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 甲は、契約金額の範囲内において、乙の本業務の実績に応じ、委託業務の実施に要する経費（以下「委託料」という。）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が  
 確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の  
 締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 乙が第1項第3号及び第4号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第25条各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 契約保証金を免除する場合、この条は契約保証金を免除する旨の規定に変更する。

（沖縄県財務規則第101条第2項第3号）

(業務実施計画書の提出)

第5条 乙は、本契約締結日の翌日から14日以内に仕様書に基づき、以下の事項を含む業務実施計画書を作成し、甲の承認を受けなければならない。

- 一 事業内容
- 二 作業スケジュール
- 三 講師候補及びその理由
- 四 実施体制図(役割分担を記載すること。)
- 五 経費積算内訳及び関連資料

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の計画書を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

(関係書類の整備)

第6条 乙は、委託業務に要する経費に関し専用の帳簿を備え、委託業務に要した経費について支出額を明確に記載し、業務経費報告書作成要領で定める支出の証憑書類を整理し保管しなければならない。

2 乙は、前項に掲げる専用の帳簿及び証憑書類について、委託期間が終了する日の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保存し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

3 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に係る経費について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合について同様とする。

(委託業務の監督等)

第7条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、経費の使途及びその他必要な事項について報告を求め、書面検査又は必要に応じて実地検査を実施し、必要な指示をすることができる。

3 甲は、乙による委託業務の履行又は乙から委託業務の再委託を受けた者による履行が著しく不相当と認められる場合、その理由を明示した文書により、期限を定めて必要な措置を講じることを乙に請求することができる。

4 乙は、甲から前項に基づく請求があった場合、当該請求事項について必要な措置を講じ、甲が指定した期限までに書面で甲に報告するものとする。

(甲による業務実施計画書の変更)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務実施計画書の変更内容を乙に通知して、業務実施計画書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(乙による業務実施計画書の変更)

第9条 乙は、業務実施計画書に関し、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ甲に書面により申し入れ、その承認を受けなければならない。

- (1) 経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減であって、あらかじめ甲に報告したものを除く。
- (2) 事業内容を変更しようとするとき。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付することができる。

(業務の完了)

第10条 乙は、契約期間内に、業務を完了させ、業務完了通知書、成果物及び業務経費報告書を甲に提出しなければならない。

(業務完了検査)

第11条 甲は、前条の規定による業務完了通知書を受領した翌日から起算して10日以内に、委託業務が業務実施計画書に基づき履行されていること、委託業務に要した経費が業務経費報告書作成要領に基づき適正に計上されていることを検査する。

2 甲は、前項の検査で不備を認めた場合、期限を定めて補正を指示する。

3 乙は、前項の指示を受けたときは、自己の負担で指定期限内に補修し、補修が完了したときには遅滞なく甲に通知し、甲による再検査を受けなければならない。

4 乙は、業務完了検査の日に正当な理由があり証憑書類を準備できないとき、その理由、支出義務額、支出予定日及び証憑書類提出予定日等を書面で説明しなければならない。この場合において甲は、当該説明における支出義務額をもって次条第1項の額の確定をすることができる。

5 乙は、前項に基づく説明をした場合は遅滞なく、証憑書類を準備し、甲に対し当該証憑書類及び追加検査依頼書を提出しなければならない。

6 第3項の再検査及び第5項の追加検査について、第1項及び第2項の規定を準用する。

(額の確定及び通知)

第12条 甲は、前条の検査で不備事項がないと認めた場合は、委託業務に要した経費として認めた額を委託料として確定する。

2 甲は前項の規定により額を確定した場合は、速やかに書面により乙に通知するものとする。なお、当該書面記載の委託料が本契約書記載の契約金額と異なる場合であっても、契約書の変更を必要としない。

(支払)

第13条 委託料の支払は、原則、精算払いとする。

2 乙は、前条第2項に基づく甲からの通知を受領後、甲に支払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内の日（当該期日の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間に支払を行わなければならない。

3 甲は、乙が本契約書及び業務実施計画書に基づき委託業務を実施していないと認めた場合、委託業務の目的外に使用した金額を委託業務に要した経費として計上していると認めた場合は、期限を定めて既に支払った委託料の全部又は一部（以下「返還金」という。）の返還を命ずることができる。

4 甲は、乙が返還金を期限までに返還しないときは、乙の遅延日数に応じ、返還金の額に年3.0パーセントで計算した利息を付した額を徴収する。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、業務の実績となる成果物（未完成のもの及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(暴力団員等の排除)

第 15 条 乙は、本契約に関する暴力団員等の排除については、別記「暴力団員等による不当な行為防止に係る特記事項」に従うものとする。

(再委託の制限)

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための再委託の取扱いについては、別記「再委託に関する特記事項」に従うものとする。

(著作権の譲渡)

第 17 条 乙は、業務の実績となる成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする

(著作者人格権の制限)

第 18 条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、乙は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 成果物の内容を自由に公表すること
- (2) 乙が成果物にした氏名の表示について、成果物の利用目的の実現のために、判読性を損なわない範囲で大きさ等を変更すること又は省略すること
- (3) 成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変すること

2 乙は、成果物を公表しようとするときは、甲の事前の承認を得てからでなければ公表することができない。この場合において、乙は、著作権法第 18 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(著作権の侵害の防止)

第 19 条 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

(情報セキュリティ対策の実施)

第 20 条 乙は、契約の履行に際し、別記「情報セキュリティ対策の実施に係る特記事項」で定めるところにより情報セキュリティ対策を実施するものとする。

(履行遅滞及び委託期間の延長)

第 21 条 乙の責めに帰すべき理由により委託期間満了のときまでに委託業務を完了することができない場合において、甲が委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、乙の遅延日数に応じ、契約金額に年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

3 乙は、その責に帰すことができない理由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に委託期間の延長変更を請求することができる。

4 委託期間の延長については、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第 22 条 乙の責めに帰すべき理由により第三者に損害を及ぼし、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(甲の解除権)

第 23 条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、委託期間内に業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 乙が、その債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (4) 乙が契約期間内に委託業務を履行しなかったとき。
  - (5) 乙又はその代理人その他乙の使用人が、甲の監督又は検査を妨げたとき。
  - (6) 乙が、第 7 条第 3 項に基づき乙に請求された措置を、期限までに講じなかったとき。
- 2 前項の規定により甲が契約を解除したことで、乙又は乙が業務の一部を委任し、若しくは請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。
- 3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合、乙から契約金額の 10 パーセントに相当する違約金を徴収する。
- 4 甲は、第 1 項各号の規定に該当しなくともやむを得ない理由があるときは、契約を解除し、その履行を中止させ、又はその一部を変更することができる。
- 5 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなくてはならない。
- 6 甲は、契約の解除、履行中止又は変更について、書面により乙に通知するものとする。

(乙の解除権)

第 24 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 8 条に基づき業務実施計画書を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
  - (2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(第三者による解除)

第 25 条 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 24 条第 2 項の規定を準用する。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(賠償金等の徴収)

第 26 条 甲は、乙が甲に支払うべき賠償金及び違約金と、甲が乙に支払うべき委託料とを相殺することができる。

- 2 第4条第1項第1号及び第2号の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって、乙が甲に支払うべき違約金に充当することができる。
  - 3 甲は、第1項による相殺や第2項による充当をしてもなお乙が支払うべき賠償金及び違約金がある場合、支払の期限を定めてこれを追徴する。
  - 4 甲は、乙が賠償金及び違約金を甲が指定する期限までに支払わないときは、乙の遅延日数に応じ、支払うべき額に年3.0パーセントで計算した利息を付した額を徴収する。
- [注] 契約保証金を免除する場合、第2項を削除し、第3項を修正する。

#### (秘密の保持)

- 第27条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。
  - 3 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

#### (契約不適合責任)

- 第28条 甲は、提出された成果物に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の補修を請求することができる。
- 2 前項の規定による契約不適合の補修の請求は、第10条の規定による提出を受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は5年とする。
  - 3 甲は、成果物の提出の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合の補修を請求することはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
  - 4 第1項の規定は、成果物の契約不適合が委託業務仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

#### (労働関係法令の遵守及び調査)

- 第29条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

#### (契約書の解釈等)

- 第30条 この契約に定める事項に関する疑義を生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### (紛争の解決方法)

- 第31条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲

沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕

印

乙

印

【暴力団員等による不当な行為防止に係る特記事項】

(契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号に該当すると認められるときは、何らの催告も要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならぬ。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第3条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする

(賠償と違約金)

第4条 第1条又は第2条の規定により甲が契約を解除したことで、乙又は乙が業務の一部を委任し、若しくは請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

- 2 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、乙から契約金額の10パーセントに相当する違約金を徴収する。

## 別記

### 再委託に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

第2条 乙は、次に掲げる契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- (1) 本契約金額の50パーセントを超える業務
- (2) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

第3条 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

第4条 乙は、次の各号に掲げる業務について第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

- (1) 資料等の翻訳
- (2) その他、沖縄県と事前協議の上、必要と認められる業務

2 前項の規定によらず、乙は、次の各号に掲げる業務を第三者に委任し、又は請負わせることができる。

- (1) 資料の収集・整理
- (2) 複写・印刷・製本
- (3) 原稿・データの入力及び整理

第5条 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

第6条 乙が第1条から第4条に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第7条 甲は、前条の規定により契約を解除した場合、乙から契約金額の10パーセントに相当する違約金を徴収する。

## 別記

### 情報セキュリティ対策の実施に係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、令和8年度米軍基地環境問題に関する人材育成業務で扱う情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、適切な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

#### (情報資産)

第2条 この特記事項において、情報資産とは、発注者、受注者及び受注者が委託業務の一部を委任し又は請け負わせた者（以下「再委託事業者」という。）の保有する情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体並びに、電子データ（印刷した文書を含む。）のことをいう。

#### (対象)

第3条 この特記事項が対象とする者（以下「情報管理者」という。）は、発注者、受注者及び再委託事業者（以下、受注者と再委託事業者を合わせて「受注者等」という。）とする。

2 この特記事項が対象とする情報資産は、委託業務のために使用するもの及び委託業務で取得したものとする。

#### (情報資産の管理責任等)

第4条 情報管理者は、次に掲げる責任等を有する。

- (1) 管理責任 情報資産は、当該情報を作成又は保有している情報管理者が管理責任を有する。
- (2) 利用者の責任
  - ア 情報資産を利用する者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。
  - イ 情報資産を利用する者は、情報資産の分類に応じ、適正な取扱いをしなければならない。
  - ウ 情報資産を利用する者は、電磁的記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って、当該電磁的記録媒体を取り扱わなければならない。
- (3) 情報資産の複製等の管理 情報資産が複製又は伝送された場合には、当該複製等も情報資産の分類に基づき管理しなければならない。

#### (情報資産の分類)

第5条 情報資産は、各々の情報の機密性、完全性及び可用性を踏まえ、次に掲げる重要性分類に従って分類する。

##### (1) 重要成分類A

- ア 沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)に基づく個人情報を含む情報資産
- イ 法人その他の団体に関する情報で漏洩することにより当該団体の利益を害する恐れのある情報資産

##### (2) 重要性分類B

- ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めにより守秘義務を課されている情報を含む情報資産（前号アの個人情報を除く。）
- イ 漏洩した場合、沖縄県に対する信頼を著しく害する恐れのある情報資産

- ウ 滅失又はき損した場合、その復元が著しく困難となり、委託業務の円滑な執行を妨げる恐れのある情報資産
- エ 情報システムに係るパスワード及びシステム設定情報を含む情報資産
- オ 公開することを予定していない情報資産
- (3) 重要性分類C 漏えい、滅失又はき損した場合、行政の円滑な執行に影響を及ぼす恐れのある情報資産
- (4) 重要性分類D 前3号以外の情報資産

(情報資産の管理方法)

第6条 情報資産は、次に掲げるように管理しなければならない。

- (1) 情報資産の分類の表示 情報管理者は、記録媒体等に前条各号に掲げる重要性分類が分かるよう表示をする等適切な管理を行わなければならない。
- (2) 情報の作成
  - ア 情報管理者は、業務上必要のない情報を作成してはならない。
  - イ 情報を作成する者は、情報の作成時に第5条の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限を定めなければならない。
  - ウ 情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止しなければならない。また、情報の作成途上で不要になった場合は、当該情報を消去しなければならない。
- (3) 情報資産の入手
  - ア 発注者が作成した情報資産を入手した者は、入手元の情報資産の分類に基づいた取扱いをしなければならない。
  - イ 発注者以外の者が作成した情報資産を入手した者は、第6条の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限を定めなければならない。
  - ウ 情報資産を入手した者は、入手した情報資産の分類が不明な場合、発注者に判断を仰がなければならない。
- (4) 情報の送信 電子メール等により重要性分類B以上の情報を送信する者は、暗号化又はパスワード設定を行わなければならない。このとき、当該情報の送信に用いた方法とは異なる方法で、パスワードを通知することを原則とする。
- (5) 情報資産の運搬
  - ア 車両等により重要性分類B以上の情報資産を運搬する者は、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。
  - イ 重要性分類B以上の情報資産を運搬する者は、沖縄県に許可を得なければならない。
- (6) 情報資産の提供・公表
  - ア 重要性分類B以上の情報資産を外部に提供する者は、必要に応じ暗号化又はパスワードの設定を行わなければならない。
  - イ 重要性分類B以上の情報資産を外部に提供する者は、発注者に許可を得なければならない。
- (7) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の業務利用
  - ア 情報管理者は、重要成分類B以上の情報資産を扱うときは、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等を原則業務に利用してはならない。
  - イ 受注者等は、重要成分類B以上の情報資産を扱うとき、やむを得ない理由により支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等を利用する場合には、事前に発注者の許可を得ることとする。ただし、緊急の場合には事後速やかに発注者に報告することとする。
- (8) 情報セキュリティインシデントの報告

ア 受注者等は、情報セキュリティに関する脅威や事件・事故（以下、「情報セキュリティインシデント」という）を認知した場合、速やかに発注者に報告しなければならない。

- (9) 情報管理者は、自動転送機能を用いてメールを転送してはならない。
- (10) 情報管理者は、複数人にメールを送信する場合、特に必要がある場合を除き、他の送信先のアドレスが分からないようにしなければならない。
- (11) 受注者等は、重要成分類B以上の情報を含むメールを誤送信した場合、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (12) 情報管理者は、業務上必要のない送信先に電子メールを送信してはならない。
- (13) 情報管理者は、ウェブで利用できる電子メール、ネットワークストレージサービス等を使用してはならない。
- (14) 情報管理者は、パソコンやモバイル端末において、不正プログラム対策ソフトウェアが導入されている場合は、当該ソフトウェアの設定を変更してはならない。
- (15) 情報管理者は、外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合には、必ず不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを行わなければならない。
- (16) 情報管理者は、差出人が不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合は、速やかに削除しなければならない。
- (17) 情報管理者は、端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的に実施しなければならない。端末等が自動的にウイルスチェックを実行している場合は、途中でキャンセルしないこと。
- (18) 情報管理者は、コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合は、事前に決められたコンピュータウイルス感染時の初動対応の手順に従って対応を行わなければならない。初動対応時の手順が定められていない場合は、被害の拡大を防ぐ処置を慎重に検討し、該当の端末においてLANケーブルの取り外しや、通信を行わない設定への変更などを実施しなければならない。
- (19) 受注者等は、本特記事項に関する違反行為を発見した場合、直ちに発注者に報告を行わなければならない。
- (20) 違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があるとして発注者が判断した場合において、発注者から指示がある場合には、受注者等はこれに従わなければならない。

#### (法令遵守)

第7条 受注者等は、委託業務の遂行において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- (6) サイバーセキュリティ基本法（平成28年法律第31号）

#### (外部委託及び外部サービスの利用)

第8条 再委託や外注を行う場合に、情報セキュリティ上必要な事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、再委託や外注する事業者の選定にあたり、本特記事項の規定が遵守されることを確認しなければならない。

(2) 受注者は、再委託や外注した事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に又は発注者から求められた場合に確認し、不備があれば是正させなければならない。

2 約款による外部サービスを利用する場合には、受注者等は、利用するサービスの約款、その他提供条件から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で、約款による外部サービスの利用を発注者の許可を得なければならない。

(従業員に対する教育の実施)

第9条 受注者等は、業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施し、その旨を発注者に報告しなければならない。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

**第1** 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

**第2** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

**第3** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

**第4** 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、別記様式1により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も別記様式2により甲に報告しなければならない。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

**第5** 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、別記様式1により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも別記様式2により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

**第6** 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

**第7** 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

**第8** 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

**第9** 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

**第10** 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

**第11** 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

**第12** 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再

委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。  
（検査及び報告）

**第13** 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。  
（事故報告）

**第14** 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。  
（指示及び報告）

**第15** 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

**第16** 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

**第17** 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記様式 1 (個人情報取扱特記事項第 4 及び第 5 関係)

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託業務(委託契約の名称を記載)に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別記様式 2 (個人情報取扱特記事項第 4 及び第 5 関係)

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託業務(委託契約の名称を記載)に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しました(します)ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入すること)

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。